

「ふく育サービスプラットフォーム運営業務」実施要綱

第1 目的

「ふく育サービスプラットフォーム運営業務」の実施にあたり、「ふく育さん」を提供する際の留意点について必要な事項を定める。

第2 「ふく育さん」の実施上の留意点

1 「ふく育さん」の対象者

(1) 「ふく育さん」は、保育士、看護師の資格を有する者、もしくは都道府県等の行う研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む）を修了した者のか、「ふく育さん」の業務に关心があり、子育て経験または子どもに関わる業務経験がある者とする。

(2) 上記（1）のうち、「都道府県等の行う研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む）」とは、下記の研修とする。

ア 地方自治体が実施する認可外の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）

イ （公社）全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修（養成研修＋現任研修）

ウ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、都道府県知事等がア又はイと同等と認められる研修

2 「ふく育さん」事業者の責務

(1) 「ふく育さん」事業者は、利用登録時、保護者や児童の情報（氏名、住所、年齢、既往症、アレルギーの有無等）を確認するとともに、利用者名簿を作成すること。必要に応じて、派遣前に、「ふく育さん」と利用者の面談を行うこと。

(2) 「ふく育さん」事業者は、利用者の希望に対応できる「ふく育さん」を調整するとともに、予約表やベビーシッター手配表等、利用者の予約とベビーシッターの手配状況が確認できるものを備え、保護者が希望する場合には、ベビーシッターの手配予定表等を保護者に提出すること。

(3) 「ふく育さん」事業者は、「ふく育さん」に、保育内容等についての記録（以下「保育記録」という）を作成させ、利用終了時ごとに保護者へ提供すること。

(4) 「ふく育さん」の派遣中に、以下の事故が発生したときは、速やかに保護者へ連絡するとともに県へ報告すること。また、必要に応じて、損害賠償を速やかに行うこと。

ア 死亡

イ 医師の診断を受け、投薬や処置等が必要となった負傷等

ウ 「ふく育さん」の法令違反・不祥事が発覚したとき

3 「ふく育さん」の質の確保

(1) 届出等

「ふく育さん」事業者は、県内に居住する利用者が、もれなく「すみずみ子育てサポート事業」の利用料補助を受けることができるよう、福井県内の市町と「すみずみ子育てサポート事業」の委託契約を締結すること。

(2) 保育の質の確保

①「ふく育さん」事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだベビーシッターサービスに関する業務マニュアル（以下、「業務マニュアル」という）を定めること。

- ・身だしなみや言葉使い、マナー、電話応対、プライバシー保護等に関する事項
- ・訪問日時や場所、緊急連絡先、仕事内容などの訪問日前に確認すべき内容に関する事項
- ・子どもに関する情報等、保護者との打ち合わせに関する事項
- ・保育中における子どもとの接し方等に関する事項
- ・保育中において留意すべき事項
- ・保育を行う前の室内外の安全チェックに関する事項
- ・保育記録に記載する内容や注意事項
- ・保護者への保育記録の提示による保育内容等の報告に関する事項
- ・事業者への業務内容等の報告に関する事項

②「ふく育さん」事業者は、幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育が行われるよう、次に掲げる事項を盛り込んだ保育マニュアル（以下「保育マニュアル」という）を定めること。

- ・子どもの発達段階における特徴等に関する事項
- ・子どもの健康管理（症状と対処法等）に関する事項
- ・乳幼児の保育（授乳、離乳食、睡眠、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- ・子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項

③「ふく育さん」事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ事故（「ふく育さん」が請負先で乳幼児の保育を行っている間に、乳幼児に負傷等又は財物損壊を与えることをいう。以下同じ。）防止等マニュアル（以下「事故防止等マニュアル」という）を定めること。

- ・事故防止、安全最優先等、「ふく育さん」としての心構えに関する事項
- ・シッティングを始める前の玩具、遊具等室内的安全確認に関する事項
- ・室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）
- ・ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項
- ・「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項
- ・事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項
- ・地震、火災等の災害発生時における対処方法等に関する事項
- ・事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項

④「ふく育さん」事業者は、研修計画を作成の上、本事業に従事する「ふく育さん」に対し、以下の内容の研修を実施し、その研修記録を保管すること。なお、第三者が実施する外部研修の活用をもって代えることができる。

- ・自社の業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルの理解の徹底
- ・保育の質の向上及び事故防止
- ・「ヒヤリ、ハット」事例及び事故の再発防止のための安全指導

（3）「ふく育さん」事業者の業務体制

①「ふく育さん」事業者は、本事業を統括する責任者を置くとともに、本事業に係る役割分担、意思決定の手順等を明確に定めていること。

②「ふく育さん」事業者は、「ふく育さん」の労働条件及び福利厚生に関して、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守し、その勤務状況に応じて社会保険（労働保険を含む。）に加入していること。なお、特別な理由により、労働者災害補償保険への加入が困難な場合は、相当する民間の傷害保険等に

加入していること。

- ③「ふく育さん」事業者は、「ふく育さん」に関する就業規則を定めるとともに、「ふく育さん」の就労に関する契約書を取り交わし、その契約条項の不履行がないこと。なお、特別な理由により、就業規則によることが困難な場合は、契約書又は通知書等に、「ふく育さん」の指揮命令権は「ふく育さん」事業者にある旨の記載をし、労働基準法等に準拠した内容の労働条件を明示していること。
- ④「ふく育さん」事業者は、個人情報を取り扱う事業者として、個人情報の管理に万全を期すため、個人情報の保護に関する規程を定めており、「ふく育さん」に対する教育指導の実施及び関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- ⑤「ふく育さん」事業者は、「ふく育さん」の業務遂行状況を把握するため、保育記録のほか、業務に關し必要な事項についての記録（業務記録）を保管していること。

（4）利用者に対する説明責任

- ①「ふく育さん」事業者は、サービス提供に関して、次の各号に規定された内容が含まれているサービス利用に関する規約（以下「利用規約」という）を完備していること。
 - ・サービスの提供が「ふく育さん」事業者の請負によるものであること。
 - ・在宅保育サービス内容及び料金体系
 - ・在宅保育サービスにおける事故の際の保険等による対応及び「ふく育さん」事業者の免責事由
- ②「ふく育さん」事業者は、パンフレット等顧客向け案内資料を整備しており、これに在宅保育サービスの業務内容、費用等を明示して利用者に説明していること。
- ③「ふく育さん」事業者は、利用者との間に業務請負契約書を取り交わしていること。なお、利用者が利用規約の規定内容に同意の上、利用申込書によるサービスの申込みを行い、「ふく育さん」事業者がこれを受諾する旨の通知書を交付している場合においては、当該利用規約、利用申込書及び通知書により請負契約が成立すること。
- ④「ふく育さん」事業者は、「ふく育さん」に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導すること。
- ⑤「ふく育さん」事業者は、利用者の意見、要望、苦情及びトラブルに対応する窓口を設定し、利用者に周知していること。
- ⑥「ふく育さん」事業者は、パンフレット及び諸媒体を利用して自社の営業広告、求人広告等を行う場合には、事実と異なる内容、誇大な表現及び誤認の可能性があるような表記等、不適切な広告を行わないよう十分に留意し、正確かつ公正に広告活動を行っていること。

安全チェックリスト

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、チェックリストを使って確認してみましょう。

1 火災や地震の際の避難場所を知っていますか	は い・いいえ
2 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか	は い・いいえ
3 緊急連絡先（預かり児童の保護者、かかりつけ医など）を控えていますか	は い・いいえ
4 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないような対策がしてありますか	は い・いいえ
5 ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか	は い・いいえ
6 たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いていますか	は い・いいえ
7 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみ込んでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いていますか	は い・いいえ
8 ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いていますか	は い・いいえ
9 熱いお茶、ポット、なべ、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いていますか	は い・いいえ
10 反射式石油ストーブやファンヒーターを子どもの手の届かないところに置いていますか	は い・いいえ
11 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもがひとりでは入らないような対策をしていますか	は い・いいえ
12 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか	は い・いいえ
13 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとっていますか	は い・いいえ
14 子どもの寝床からぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるもの片付けましたか。	は い・いいえ
15 ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、届かない高さでくってありますか	は い・いいえ